



高校生等までの全てのお子さんの医療費を助成します！

滑川市では高校生等*までの全てのお子さんにかかる保険医療費を助成しています。

※高校生等への医療費助成については、在学する学校などに関する一定のルール等があります。詳しくは、裏面の【高校生等の医療費助成について(ご注意をお願いした事項)】をご確認ください。

ただし、次のものは助成の対象とはなりません。

- ・健康保険の適用外の費用 (薬の容器代、健康診査、予防接種、文書代、入院時の室料、病衣使用料等)
- ・食事療養費、選定療養費(紹介状なしで大きい病院へかかった場合の追加料金)
- ・高額療養費や付加給付に該当する分
- ・日本スポーツ振興センターによる災害共済給付等、他の法律による給付を受けられるとき
- ・交通事故等第三者行為による医療費 など



助成方法は下記のとおりです。

<現物給付(子ども医療費受給資格証を提示する場合)>

★令和4年4月以降

県内全ての医療機関で、「子ども医療受給資格証」と「健康保険証」を提示していただければ、保険医療費を支払う必要がありません。(同じ医療機関で同じ診療月内でも、毎回提示が必要です)

※現物給付を受けることのできる年齢上限は、満 18 歳に達した最初の3月末日までとなります。

★令和4年3月まで

滑川市・富山市・上市町・立山町・舟橋村内の医療機関(薬局)、黒部市民病院、富山労災病院

上記の医療機関では、現物給付(受給資格証の提示による医療機関窓口での助成)が受けられます。

※なお、0歳児に限り、1歳の誕生月の末日までは、県内全ての医療機関(薬局含む)で現物給付が受けられます。(ただし、1日生まれの場合は、1歳になる誕生日の属する月の前月末日までです)

※1歳以上のお子さんが黒部市民病院や富山労災病院で薬の院外処方を受ける場合は、滑川市・富山市・上市町・立山町・舟橋村以外の薬局では現物給付の対象になりません。下記の<償還払い>請求をしてください。

【子ども医療費受給資格証を紛失したら】

「子ども課」の窓口で再発行の手続きが必要です。子どもの健康保険証を持ってお越しください。



<償還払い>

上記<現物給付>の対象となる医療機関以外でかかられた場合

医療機関の窓口で一旦医療費を支払っていただき、診療月の翌月以降に子ども課窓口にて償還払いの助成申請をしてください。申請月の翌月に、指定口座へ保険医療費の自己負担分をお振込みします。申請時には、以下の(ア)~(ウ)の3点をご持参ください。※償還払いの申請期限は、領収書の支払日から5年間です。

- (ア) 保険証・子ども医療費受給資格証
- (イ) 領収書原本(医療機関発行のもので、保険医療点数・受診者氏名・領収印の入ったもの)
- (ウ) 通帳(ゆうちょ銀行の場合は振込用の口座番号7桁が必要)

※学校や保育園等での怪我で「災害共済給付制度」を利用される場合(完治までにかかった医療費の総点数が500点以上の場合)は子ども医療費助成の対象外です。償還払い申請をされませんようご注意ください。

【裏面もご覧ください】

【注意事項】

- ①交通事故などの第三者行為により発生した医療費や、学校(部活動含む)や保育園等で怪我をした場合などで、独立行政法人日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」の給付を受けられるときは、その対象の医療費については子ども医療費の現物給付や償還払いはできません。また、医療機関の窓口で子ども医療費受給資格証を提示してはいけませんのでご注意ください。なお、災害共済給付の手続きについては学校等にお問い合わせください。
- ②お子さんの健康保険証に変更があった場合は、新しい健康保険証と子ども医療費受給資格証を持って、子ども課窓口にて変更手続きをお願いします。
- ③対象の医療機関で現物給付を受ける際や、償還払いの請求を子ども課へされる際は、窓口で必ず「子ども医療費受給資格証」の提示をお願いします。

【高校生等の医療費助成について(ご注意をお願いした事項)】

- ①医療費助成の対象となる高校生等とは、「滑川市内に住民登録のある高校生等^{※1}で、保護者に扶養^{※2}されている方」をいいます。
 - ※1:「**高校生等**」とは、高等学校(専攻科及び別科を除く)、中等教育学校後期課程(専攻科及び別科を除く)、特別支援学校高等部、高等専門学校(第1学年から第3学年までに限る)、専修学校高等課程のいずれかの学校に在学しているお子さんになります。
 - ※2:お子さんの健康保険の加入状況が、保護者の被扶養者となっている場合です。また、国民健康保険では、お子さん自らが組合員又は世帯主とはなっていない場合をいいます。
- ②毎年3月中旬頃に市内の中学3年生の保護者の皆様に対して、上述①の助成対象条件を確認するための「高等学校等への就学(予定)を確認する書類」を子ども課から送付しますので、ご提出をお願いします。
- ③高校生等が現物給付を受けることができる年齢上限は、「満18歳に達した最初の3月末日まで」となります。(受給資格証の「有効期間(至)」に西暦表示で記載してあります。)なお、定時制高等学校等に在学しているため、満18歳に達する日以後の3月末日を超える高校生等への助成方法[※]は、子ども課窓口での償還払いでの対応となります。
 - ※助成を受ける前に、所定の承認依頼書を提出していただき、市から承認書の交付を受ける必要があります。
 - ※なお、特段の事情がなく、お子さんが以下の2点のいずれかに該当する場合は、原則として上述の承認書は交付しません。
 - (a)高等学校等(修業年限が3年未満のものを除く)を過去に卒業し又は修了したことがある場合。
 - (b)高等学校等に在学した期間が通算して36ヶ月を超える場合。なお、高等学校等のうち定時制の課程又は通信制の課程のみに在学していた場合については、その在学した期間が通算して48ヶ月を超える場合。
- ④上述の①にある在学状況等に変更があった場合は、必ず下記の子ども課担当係までご連絡をお願いします。なお、在学状況の変更等により助成対象外となっていたにも関わらず医療費助成を受けていた場合は、市から保護者の方に対して、当該助成金の返還を求めることとなります。

—お問い合わせ先—

滑川市教育委員会 子ども課家庭福祉係
TEL:076-475-2111(内線 325)